

令和8年度

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

長門市では、令和8年9月24日(木)から、高齢者の方に対するインフルエンザ予防接種を行います。

対 象 者	①接種日現在65歳以上の長門市民 ②接種日現在60歳以上65歳未満の長門市民で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者手帳1級程度の障がいをもつ長門市民
接 種 料 金	1,490円（生活保護世帯に属する上記対象者の方は無料）
実 施 場 所	山口県内の医療機関（希望する医療機関に必ず事前に確認してください）
実 施 期 間	令和8年9月24日（木）～令和9年2月28日（日） ※ただし、9月中については長門市内の医療機関でのみ接種可能です。
接 種 回 数	1回（2回目以降の接種は全額自己負担となります）
必 要 な も の	・年齢、住所を確認できる書類 ・身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（上記対象者②の方のみ）

■インフルエンザについて

- ・秋から春先にかけて毎年流行します。
- ・かぜのウイルスには230種類以上もあって、インフルエンザとかぜを区別することは臨床的にも困難です。また、潜伏期間が非常に短く、短期間で発病します。
- ・インフルエンザにかかると、肺炎、気管支炎などの合併症をおこすこともあります。ワクチン接種で血液中の抗体価を高めておくと、インフルエンザを予防でき、たとえかかっても発熱などの症状が抑えられ、重症化を防ぐことができます。

■予防接種を受けることができない人

① 明らかに発熱のある人

一般的に、熱のある人とは、接種会場で測定した体温が37.5℃以上の場合をさします。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を服用する必要があるような人は、その後の病気の変化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。

③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーを起したことがある人

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

（裏面もご覧ください）

■医師に必ず相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液等の疾患のある人
- ② 以前にインフルエンザ予防接種で2日以内の発熱又は全身性発しん、じんましん等のアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全との診断がされている人
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来の物に対して、アレルギーを起こすおそれのある人

■接種後の注意

- ① インフルエンザワクチン接種後、24時間は副反応に注意してください。
特に接種直後の30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- ② 接種当日の入浴は、接種後1時間（即時型アレルギーが予想される）を経過すれば、差し支えありません。
- ③ 過激な運動、大量の飲酒は、体調を崩す恐れがあるため、接種後24時間は避けてください。

■重大な副反応

まれに、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。

■その他の副反応

過敏症：まれに接種直後から数日中に、発しん、じんましん、紅斑、かゆみ等が現れることがあります。

全身症状：発熱、さむけ、頭痛、全身のだるさを認めることがありますが、通常2～3日中に消失します。

局所症状：発赤、注射部位の腫れ、疼痛等を認めることがありますが、通常2～3日中に消失します。

■予防接種による健康被害救済制度

この予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる、または生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によるものか、別の要因によるものかの因果関係を各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※予防接種を受けた後、重大な副反応（注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなど）の症状がある場合、まず医師の診察を受けてください。